

令和元年度
(2019年度)

定期監査(後期)結果報告

高崎市監査委員



第 351-1 号
令和2年3月25日

高崎市長 富岡 賢治 様
高崎市議会議長 松本 賢一 様

高崎市監査委員 田口 幸夫
同 石井 明
同 飯塚 邦広
同 根岸 赴夫

監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 監査の期間

令和元年12月24日から令和2年3月6日まで

第2 監査の対象

1 市民部

市民生活課、人権男女共同参画課、防犯・青少年課、地域交通課、市民課、
保険年金課

2 建設部

管理課、土木課、道路維持課、建築住宅課、建築指導課、開発指導課

3 新町支所

地域振興課、税務課、市民福祉課、建設課

4 会計課

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適切かつ効率的に行われているかを主眼として、あらかじめ提出された資料を基に関係者に説明を求め、関係諸帳簿等を調査するとともに、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第4 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。
なお、軽微な事項については口頭で指導したので、記載は省略した。
各課の監査の結果については、次に記述するとおりである。

1 市民部

(1) 市民生活課

指摘する事項はなかった。

(2) 人権男女共同参画課

指摘する事項はなかった

(3) 防犯・青少年課

指摘する事項はなかった。

(4) 地域交通課

指摘する事項はなかった。

(5) 市民課

指摘する事項はなかった。

(6) 保険年金課

指摘する事項はなかった。

2 建設部

(1) 管理課

指摘する事項はなかった。

(2) 土木課

指摘する事項はなかった。

(3) 道路維持課

指摘する事項はなかった。

(4) 建築住宅課

指摘する事項はなかった。

(5) 建築指導課

指摘する事項はなかった。

(6) 開発指導課

指摘する事項はなかった。

3 新町支所

(1) 地域振興課

指摘する事項はなかった。

(2) 税務課

指摘する事項はなかった。

(3) 市民福祉課

指摘する事項はなかった。

(4) 建設課

指摘する事項はなかった。

4 会計課

指摘する事項はなかった。